医薬品の販売体制

≪販売又は授与する医薬品の区分≫

	薬局、店舗において 販売又は授与する医薬品	特定販売を行う医薬品
薬局医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）	有　・　無	
薬局製造販売医薬品	有　・　無	有　・　無
要指導医薬品	有　・　無	有　・　無
第１類医薬品	有　・　無	有　・　無
指定第２類医薬品	有　・　無	有　・　無
第２類医薬品（指定第２類医薬品を除く。）	有　・　無	有　・　無
第３類医薬品	有　・　無	有　・　無

※　「有・無」については該当するものに〇を付すこと。

≪特定販売に関する事項≫

特定販売を行う際に使用する通信手段	〔該当するものに◯を付すこと〕 １．インターネット　２．カタログ　３．電話 ４．ビデオ通話　５．その他（　　）
特定販売を行う時間	
特定販売のみを行う時間 ※該当する時間がある場合	
特定販売の広告における店舗の名称 ※正式名称（申請名称）と異なる場合	
特定販売の広告にインターネットを利用する場合の主たるホームページアドレス （閲覧するために必要なパスワード等）	（パスワード等：　　）
特定販売の広告にインターネットを利用する場合の主たるホームページの構成の概要 ※カタログ等を用いて特定販売を行う場合も、同様にその概要が分かる資料を提出すること。	概要は別添のとおり
保健所等による監督に必要な設備の概要 （画像等を求めに応じて直ちに電送可能な設備） ※営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合	〔該当するものに◯を付すこと〕 １．デジタルカメラ（通信等機能付きのものでも可） 有　・　無 ２．画像を送る設備 パソコン　・　スマートフォン　・　携帯電話 その他（　　） 〔次の事項を記入すること〕 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： 電話：